

議案第34号

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更
について

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の一部を別紙のとおり変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局に指定した郵便局の取扱事務の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

(別 紙)

令和6年第4回定例会議案第80号をもって議決された木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての一部を令和8年4月1日から次のように変更する。

改正後	改正前
2 指定する郵便局で取り扱う事務 (1)・(2) (略) <u>(3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの券面記載事項の記載・記録に係る届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び個人番号カードの引き渡しに関する事務</u>	2 指定する郵便局で取り扱う事務 (1)・(2) (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第34号 木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更について	
担当課	市民課 市民係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正マイナンバー法」という。）附則第1条第4号に掲げる施行日（令和8年5月26日。以下「第4号施行日」という。）以降、マイナンバーカード券面及び電子証明書にも氏名振り仮名が記載・登録されるようになります。</p> <p>現在の郵便局への事務委託の内容は、電子証明書の更新等や暗証番号の再設定のみであり、施行日以降、郵便局へ来客される市民が署名用電子証明書の更新等を行う場合、市役所と同等の手続きを実施するためには、カードの券面記載事項の変更に係る事務を既存の委託内容から変更（追加）する必要があります。</p> <p>この手続きを変更（追加）して郵便局へ委託する際には、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、改めて市議会の議決を経る必要があります。</p>	
提案に至るまでの経緯	・令和7年12月19日付け総務省通知により課内及び日本郵便株式会社と協議・検討を行い、方針案を策定しました。	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	① 行政サービス エ 住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、コンビニ交付システムの適正管理と運用
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和8年度以降） 次年度以降 5,919千円 個人番号カード交付推進事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>令和7年7月4日から市内の5郵便局に事務委託している電子証明書関連業務については、市民の認知度の向上とともに取扱い件数が増加しており、現行の委託業務に今般の法改正に基づく業務を追加することにより、さらなる市民の利便性向上を図ります。なお、費用は国庫補助金を活用します。</p>	